

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間等 個別表

法令名	学校教育法第134条第2項				
法令番号	C22-026	根拠条項	134-2	担当課	私学課
許認可等の種類	外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校の設置認可				
<p>(審査基準)</p> <p>別紙「外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校設置認可審査基準」による。</p>					
<p>(標準処理期間)</p> <p>計画書 ・ 外国人学校の開設年度の前々年度の12月20日まで</p> <p>申請 ・ 外国人学校の開設又は収容定員に係る学則変更年度の前年度の5月31日まで</p> <p>認可・不認可 ・ 外国人学校の開設又は収容定員に係る学則変更年度の前年度の3月31日まで</p>					

(部局名：環境生活部)

外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校設置認可審査基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校（以下「外国人学校」という。）の設置認可に関し必要な事項は、関係法令に定めるもののほか、この外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校設置認可審査基準（以下「審査基準」という。）の定めるところによる。

(自己評価等)

第2条 外国人学校は、その教育水準の向上を図り、当該外国人学校の目的を実現するため、当該外国人学校の教育活動その他外国人学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、適当な体制により当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 外国人学校は、前項の規定による点検及び評価の結果について、当該外国人学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第3条 外国人学校は、当該外国人学校の教育活動等について、広く周知を図ることができする方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 外国人学校の設置認可

(認可方針)

第4条 外国人学校は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 主として我が国の義務教育年齢に相当する外国籍の児童及び生徒等を対象としていること
- (2) 教育の公共性及び公益性確保の観点から、適正に運営されるものであること
- (3) 設置者は、原則として学校法人であること
- (4) 本国政府から学校としての認定を受け、その認定内容を遵守した教育が実施されていること

(名称)

第5条 外国人学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及びこれに類似する名称又は私塾等に類似する名称を使用してはならない。

2 外国人学校の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既設の外国人学校の名称と同一ではなく、まぎらわしくないものでなければならない。

(立地条件)

第6条 外国人学校の立地条件は、その位置及び環境等が教育上及び保健衛生上適切なものであり、他の外国人学校と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

(教員)

第7条 教員の数は、特別な場合を除き、生徒40人を超えるごとに1人増加するものとし、教員の半数以上は専任としなければならない。

(施設)

第8条 校地及び校舎は、原則として自己所有であり、かつ、負担附でないものでなければならない。ただし、特別な事情がある場合であって教育上支障がないと認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体からの借用であるとき
- (2) 借地借家法（平成3年法律第90号）の規定により、校地については借地権、校舎については賃借権の設定登記がなされているとき
- (3) 市町が地域の特殊事情等により、外国人学校の各種学校の設置を要望している場合にあつては、所有者との間に借用期間を10年以上とする公正証書による賃貸借契約が締結されているとき

(設備)

第9条 各種学校規程第11条に規定する設備は、自己所有でなければならない。ただし、各種学校規程第10条第4項に規定する場合又はリース契約による使用が常態となっている設備で、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 2 外国人学校には、その規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
- 3 外国人学校には、その規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

第3章 収容定員に係る学則変更認可等

(収容定員に係る学則変更認可)

第10条 外国人学校の収容定員に係る学則変更の認可については、第4条から第9条までの規定を準用する。

第4章 申請手続及び標準処理期間

(各種学校の設置認可)

第11条 外国人学校の設置認可を受けようとするもの（以下この条において、「申請者」という。）は、開設年度の前々年度の12月20日（12月20日が休日等に該当するときは、当該休日等の翌日。以下同じ。）までに、別に定める外国人学校設置計画書を知事に提出し、協議しなければならない。

- 2 申請者は、前項の外国人学校設置計画書の内容に変更を生じた場合は、別に定める外国人学校設置計画変更協議書を速やかに知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、外国人学校設置計画書を受理したときは、三重県私立学校審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。
- 4 申請者は、別に定める外国人学校の設置認可申請書（関係書類を含む）。

以下この条において「申請書」という。)を開設年度の前年度の5月31日までに、知事に提出しなければならない。

- 5 知事は、適正な内容の申請書を受理した後に、内容を審査し、審議会に諮問するものとする。
- 6 知事は、各種学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(収容定員に係る学則変更認可)

第12条 前条第4項から第6項までの規定は、収容定員に係る学則変更認可の場合に準用する。この場合、「設置認可」を「収容定員に係る学則変更認可」と読み替える。

附 則

この審査基準は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。